

要綱の主な改正点

(要綱の一本化)

- ・ 佐賀県介護職員初任者研修事業実施要綱(以下「旧実施要綱」という。)
- ・ 佐賀県介護職員初任者研修事業指定要綱(以下「旧指定要綱」という。)

- ・ 佐賀県介護員養成研修事業取扱要綱(以下「新要綱」という。)

(生活援助従事者研修課程の追加)

- ・ 研修時間は 59 時間(通信の上限時間 29 時間)
- ・ 修了評価は 0.5 時間程度

(指定申請書の提出期限)

- ・ 指定申請書の提出期限を見直した。
旧指定要綱「受講者の募集を開始する 2 か月前までに提出」
新要綱「受講者の募集を開始する 1 か月前までに提出」

(計画書の提出期限)

- ・ 計画書の提出期限を見直した。
旧指定要綱「受講者の募集を始める前までに提出」
新要綱「受講者の募集を開始する 1 か月前までに提出」

(計画書提出の際の添付書類)

- ・ 添付書類を一部省略した。(添付書類一覧から「講師の承諾書」を削除)

(担当科目数の上限)

- ・ 講師が担当できる科目数について、上限を見直した。
旧実施要綱「講師が担当する科目数は 3 を超えることができない」
新要綱「各科目を担当するために適切な人材が適当数確保されていること」

(資格要件)

- ・ 講師が担当できる科目に新たな資格を追加した。また、資格毎に担当できる科目と実務経験月数を見直した。
(「福祉住環境コーディネーター」、「栄養士」、「歯科衛生士」等の資格を講師要件の資格に追加)

(補講)

- ・筆記試験に合格しなかった者に対して実施する補講時間を見直した。

旧実施要綱「再度筆記試験を行うためには、3時間以上の補講を実施するものとする」

「補講は通信の方法によることができない」

新要綱「適当な時間数の補講を実施し、再度修了評価を行うこと」

「講師の都合により、やむを得ず実際に対面して行うことができない場合は、あらかじめ講義・演習の状況を録画したビデオ等の映像記録を視聴する方法で代替することができる」

- ・高齢者虐待に関する問題が不正解だった者に対しての補講を見直した。

旧実施要綱「補講等により適切に学習させる」

新要綱に補講実施の規定なし

- ・研修課程の一部を受講できなかった者への補講の実施方法を明確にした。

(補講実施期間、補講を実施する講師、補講時間を明確にした)